

# 第 1

## 後半 3 年間の取組の 基本的事項

## 第1 後半3年間の取組の基本的事項

後半3年間（平成20～22年度）を「あいち行革大綱2005」の総仕上げの期間として位置付ける。

取組に当たっては、前半3年間の取組状況（133ページ以下を参照）を踏まえ、「新たな地域経営システムの構築」という目標や基本的な考え方など大綱の骨格を維持した上で、個別取組事項の継続、発展、追加等を行う。

「取組の視点と課題」、「重点取組事項」など後半の取組の基本的事項は以下のとおりである。

あいち行革大綱2005（当初版）については140ページを参照

### 1 取組の視点と課題

#### **分権改革** ～ 県と市町村の関係の進化と民間との協働の深化 ～

第二期地方分権改革が進む中、分権時代にふさわしい県と市町村の関係を構築することが求められている。市町村優先の原則のもとで、県は、市町村への権限移譲の一層の推進など市町村の行政運営の自主性・自立性の拡大を支援していく。

NPO、地域団体等の活動が活発化しており、県民との協働の取組をさらに深めることが必要である。また、市場化テストなど新たな手法を導入しつつ、民間活力の活用を一層促進し、コスト削減はもとより、サービスの質の向上につなげていく。

#### **県庁改革** ～ 量の改革とともに質の改革を～

依然厳しい財政状況にあって、事務事業の見直し、職員定数の削減など引き続きスリム化を進めることが必要である。一方、重点的に取り組むべき課題等もあることから、強化すべきものと効率化すべきものを明確にした弾力的な対応を図っていく。

団塊の世代の大量退職が始まることも踏まえ、職員の能力向上や多様な人材の確保を図るとともに、事務能率や政策形成機能の向上に組織的・体系的に取り組んでいく。

県民のニーズに的確に対応し、信頼を得るため、開かれた県政を推進する。

#### **財政改革** ～ 厳しい財政状況への対応～

県財政は、毎年度の当初予算編成で収支不足を補うため、臨時の財源対策を行わざるを得ないなど依然厳しい状況にある。今後も歳入の増加は見込めない一方、人件費、扶助費、公債費など義務的経費の増加が見込まれることから、行財政改革の積極的な取組や県債発行の抑制などに努め、財政の早期健全化を図ることが必要である。

地方財政健全化法の成立を踏まえ、全会計や出資法人等を含む県全体の財政状況を表す指標を県民に分かりやすく公表し、健全な財政運営を推進する。

平成20年度の税制改正で行われた法人事業税の一部国税化（ ）により、本県は大幅な減収が見込まれ、一層厳しい財政状況に直面する。今回の行革大綱の中間点検で取りまとめた後半の取組の着実な実行はもとより、今後、県民生活に影響を及ぼさないよう十分に留意しながら、人件費総額の抑制、事務事業全般にわたる更なる見直しなど、あらゆる分野について見直しを行っていく。

平成20年度の税制改正で行われた法人事業税の一部国税化  
（消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置とされている）

法人事業税（所得割・収入割）の一部（約2.6兆円）を分離し、地方法人特別税（国税）とする。

（平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用）

地方法人特別税の税収は、人口（1/2）及び従業者数（1/2）を基準に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与する。（平成21年度から譲与）

## 2 重点取組事項

「あいち行革大綱2005」では、重点取組事項として7つの項目を設定し、取組を進めてきた。後半3年間においては、新たに位置付けを行う項目も含めて、8つの重点取組事項と20の個別重点取組事項に再整理して推進する。

【 】内の数字は個別取組事項の番号（見直し後）を示す。  
取組区分（「具体化・発展」等）の意味については、  
「3 個別取組事項」（6ページ）を参照。

### (1) 地方分権及び県民との協働の推進 「地方分権」を新たに位置付け

第二期地方分権改革や道州制議論の進展に合わせ、本県として積極的に提言・情報発信するとともに、市町村の自主性・自立性の確立に向けて、県としてさらなる権限移譲や支援を推進する。

また、「新たな地域経営システム」の形成に向け、民間の資金や経営ノウハウ、専門的な知識・技術など民間活力を積極的に活用するとともに、県と県民との協働を一層深化・促進する。

- 1 住民や地方にとって望ましい地方分権改革や道州制のあり方について、さらに調査・検討を行うとともに、積極的に提言や情報発信を行う。(毎年度)【001】 具体化・発展
- 2 市町村行政の自主性・自律性の拡大を支援・促進するための県の方策集として平成18年度に策定した「あいち市町村自律拡大プログラム」を踏まえ、市町村支援を推進する。(毎年度)【007】 具体化・発展
- 3 市場化テストのモデル事業を実施し、その結果を検証して課題を洗い出すなど、制度の導入に向けた取組を進める。(20年度以降)【016】 具体化・発展
- 4 NPOを始めとする様々な主体と行政が連携し、新たな施策の企画立案や地域課題の解決などに協働して取り組むための行動計画として「協働ロードマップ」を策定する。(20年度)【018】

新規取組

### (2) 組織・機構の見直し

新たに県に求められる役割を確実に果たすとともに、分権型社会にふさわしい新たな地域経営システムを構築するため、総合力・機動力を備えた組織体制の整備を進める。

- 5 県民ニーズに対応した機能強化、市町村合併等を踏まえた広域化・集約化、山間地域の振興強化といった考え方の下、地方機関を見直す。(20年度)【041】 具体化・発展

### (3) 定員・給与等の適正な管理

簡素で効率的な行政運営、財政健全化に向け、定員及び給与の適正な管理に努める。

- 6 知事部局等と教育の事務部門の職員について、事務事業の整理合理化、組織・機構の見直しなどにより、定数の削減に取り組む。(毎年度)【074】 継 続  
数値目標 平成17年度から22年度までの間に1,500人以上の削減
- 7 教職員について、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置を進めながら、本県独自に措置している教職員定数の縮減などにより、定数の適正管理を図る。(毎年度)【075】 継 続
- 8 人事委員会の報告・勧告尊重を基本とした給与制度の適正化に取り組むとともに、各種の手当について、趣旨や社会情勢の変化などを踏まえあり方を見直す。(毎年度)【077】【078】 継 続

#### (4) 施策・事務事業や公の施設の見直し

県民にとって真に必要な行政サービスを効果的・効率的に展開するため、県が担うべき役割分野を明確にしなが、施策・事務事業や施設のあり方の不断の見直しを実施する。

- 9 行政評価制度を活用し、全事務事業について、必要性、効果、優先度など、あらゆる観点から検証し、廃止・縮小・統合や、内容、実施方法の見直し等に取り組む。(毎年度)【105】**継続**  
**数値目標** 平成 17 年度から 22 年度までの間各年度おおむね 30 億円削減
- 10 公の施設のあり方を見直し、廃止、民営化、地元移管等を行う。(毎年度)【165】**継続**  
**数値目標** 平成 17 年度から 22 年度までの間に 16 年度当初施設数(112 施設)の 25%以上となる 28 施設以上を廃止、民営化、地元移管等

#### (5) 人材の育成・多様な任用形態の推進

職員一人ひとりの創造性や能率性を高めていくため、その意識・行動様式をチャレンジ的なものに変えていくとともに、人材の育成と活用を図るための取組を推進する。

- 11 平成 17 年度に策定した「あいち人材育成ビジョン」を踏まえ、求められる職員像への到達に向けた取組を推進する。(毎年度)【089】**具体化・発展**
- 12 多様な人材の確保に向けて検討・導入した新しい任用制度を活用する(民間企業等職務経験者の採用制度、退職するベテラン職員を専門職として登用等)。(毎年度)【095】【096】**具体化・発展**

#### (6) 事務能率の向上・政策形成機能の強化 **新たに位置付け**

多様化する政策課題や県民ニーズに効率的かつ的確に対応するため、ITの一層の活用を含め、より組織的、戦略的に事務能率の向上や政策形成機能の強化を図る。

- 13 施策の企画立案や業務遂行に必要な知識や情報を職員が幅広く共有し、効率的に利活用する仕組みづくりや事務改善のリニューアルを検討する。(20 年度以降)【136】【137】**新規取組**
- 14 平成 18 年度に策定した「あいち IT プラン 2010」を踏まえ、行政分野への IT のさらなる活用を推進する。(毎年度)【140】**新規記載**

#### (7) 開かれた県政の推進 **新たに位置付け**

県政に対する県民の信頼を確保するとともに、県民ニーズへの的確な対応や県民との協働を促進するため、県民との幅広い情報共有や透明度の高い行政運営を図る。

- 15 平成 18 年度に策定した「広報広聴戦略プラン」を踏まえ、県施策の PR や県民との対話など広報広聴活動を一層充実させる。(毎年度)【159】**具体化・発展**
- 16 情報公開制度を適正に運用し、情報公開を一層推進するとともに、県民に対して、県政に関する積極的な情報提供を図る。(毎年度)【157】【163】**新規記載**
- 17 公共工事や物品調達に係る一般競争入札の対象範囲を段階的に拡大するとともに、県の支出に係る契約の情報を可能な限り公表する。(毎年度)【107】【114】【164】**新規記載**

## (8) 財政の早期健全化・弾力性の確保

今後も厳しい財政状況が続くとの認識のもと、安定的に行政サービスを提供することができる持続可能な財政基盤の確立に向けて、目標を設定し、歳出構造の見直し等の取組を推進する。

18 歳出の抑制と歳入の確保の目標を設定する。(毎年度)【182】 継 続

数値目標

区 分	後半(20~22年度)の取組による 22年度における行革効果(目標額) (後半の取組を行わない場合 (19年度起点)と比較)
徹底した内部努力	100億円
選択と集中による施策の見直し	85億円
自主財源の確保	15億円
計	200億円

19 地方財政健全化法等を踏まえ、財政運営指標の維持・向上を図り、健全な財政運営を推進する。

(毎年度)【184】 新規取組

20 国の事情で発行せざるを得ないものを除いた県債の新規発行額の抑制に取り組む。(毎年度)

【186】 継 続

数値目標

歳入に占める通常県債(国の事情で発行せざるを得ないものを除く)の割合(県債依存度)を、平成16年度当初予算(借換債を除く)10.4%から22年度には6%台になるように抑制

その他(国への要望)

なお、上記の積極的な取組は当然のこととしても、自主的な改善努力を阻害する法制上の規制の解消などを国へ要望していく。

### 3 個別取組事項

後半3年間における個別取組事項の項目数や取組区分、新たな取組事項、数値目標を見直した取組事項は下記のとおりである。なお、各個別取組事項の前半3年間の実績や後半の取組の具体的内容、スケジュールは「第2」に掲載した。

#### (1) 取組項目数

「あいち行革大綱2005」記載の個別取組事項195項目のうち、前半3年間において「取組完了」した55件を除く140件が後半において引き続き取り組む項目である。

このうち、行革大綱の内容、スケジュールに沿って「継続」して取り組む項目が98件、内容等を「具体化又は発展」させて取り組む項目が43件である。( )

また、今回新たな取組事項として加える項目は49件で、うち「新規記載(既存事務)」が24件、「新規取組」が25件である。

これらを合わせ、後半3年間においては、190の項目に取り組むこととしている。

現大綱における「取組中」140項目のうち2項目について、3項目へ分離再編したものがあため、後半の「継続」、「具体化又は発展」の計は141件となっている。

前半3年間の取組状況	取組完了	取組中	取組事項計		
	55件	140件	195件		
後半3年間の取組計画	継続	具体化又は発展	新規記載 (既存事務)	新規取組	取組事項計
	98件	43件	24件	25件	190件

「継続」 ...行革大綱(策定時)記載の取組内容、スケジュールにより、引き続き取り組む項目

「具体化又は発展」 ...行革大綱(策定時)で「検討」や「見直し」とされていた内容を具体化、実現する項目、又は行革大綱(策定時)記載の取組内容をより充実・強化して取り組む項目

「新規記載(既存事務)」...平成19年度までに取組を開始しているが、行革大綱(策定時)に記載がなく、今回新たに個別取組事項として位置づける項目

「新規取組」 ...平成20年度以降に新たに取組を開始する項目

## (2) 新たな取組事項

### 【新規記載（既存事務）】

番号	取組項目	番号	取組項目
013	市町村税徴収支援アドバイザーによる支援	143	施設予約システムの利用促進
019	NPOアドバイザーの設置	144	統合型地理情報システム(GIS)の利用促進
026	安全なまちづくり活動への県民参加の促進	145	宅地建物取引業に係る申請手続きの電子化
033	県関係団体の統廃合の検討	153	県立学校における情報化の推進
079	時間外勤務の縮減に向けた取組の検討	154	職員のITスキルアップ
107	一般競争入札の対象範囲の拡大	155	三河山間地域の情報通信網の強化
112	総務事務センター業務の改善	156	障害者や高齢者等に利用しやすいホームページづくりの推進
114	物品調達に係る一般競争入札の拡大	160	インターネット情報局の運営
137	事務改善のリニューアル	161	広報対象に適した広報手法の導入
139	公金のクレジットカード収納の検討	162	Eアンケートの実施
140	ITを活用した行政運営の推進	163	県政の情報公開の推進
141	オンライン利用率の向上の推進	164	契約状況の公表

### 【新規取組】

番号	取組項目	番号	取組項目
012	県職員市町村サポーター制度の創設	050	「尾張建設事務所都市公園出張所」の廃止
018	協働ロードマップの策定	051	「豊田加茂建設事務所豊田広域幹線道路出張所」の廃止
025	企業と環境活動団体等の参加・協働による環境活動の促進	052	建設事務所の事業執行体制の見直し
039	「研究施設用地開発課」の設置	057	「災害対策本部方面本部」の設置
040	県民生活課（中央県民生活プラザ）の相談窓口等の一元化	090	やりたい仕事挑戦制度（自己申請型）の実施
042	「県民事務所」の設置	116	県有施設の適正な管理のためのマニュアルの策定
043	「新城設楽山村振興事務所」の設置	136	事務効率向上・政策形成機能強化を図る仕組みづくりの検討
044	「保健所」の見直し	152	財務システムの再構築
045	「福祉相談センター」の設置及び「児童相談センター」の増設	158	県政お届け講座の実施
046	「農業普及指導センター」の見直し	178	「知の拠点」の先導的中核施設の整備
047	「家畜保健衛生所」の見直し	179	大塚海浜緑地の整備
048	「河川工事事務所」と「建設事務所」の統合	184	地方財政健全化法等を踏まえた財政運営の推進
049	「教育事務所」の見直し		

## (3) 数値目標の見直しを行う取組事項

番号	取組項目	数値目標の見直し内容
030	県関係団体の経営改善への支援	17～22年度に職員数をおおむね200人削減（達成） 20～22年度におおむね100人削減
031	県関係団体に対する財政支出の削減	17～22年度に15億円以上削減（達成） 20～22年度に7億円以上削減
066	試験研究機関の知的財産等の活用	県試験研究機関が保有する知的財産について、民間企業への技術移転件数を100件まで拡大(22年度まで)（新規目標）
073	女性委員の登用	審議会等の女性委員の割合 30%以上（達成） 35%以上（22年度末まで）
118	県税徴収率の向上	97.5%以上（19年度まで）（達成） 97.8%以上（22年度まで）